

事務事業（行政）の評価

八 尾 市

行政評価システムの概要

平成12年度より、第4次総合計画実施計画及び行政改革実施計画の策定にあたって、「八尾市行政評価システム」を試行的に導入し、以後、平成17年度を目指し、段階的に行政評価システムの完成度を高める。

1) 導入目的

行政評価システム導入の目的として、以下の4点とする。

- ・ 職員・市民の意識改革
- ・ 市民への説明責任の確保
- ・ 総合計画の実行支援
- ・ 効率的・効果的な行財政運営

2) 行政評価システムの枠組み

第4次総合計画の政策体系における「基本施策」、「事業」及び「事務」を対象に評価を実施する。(資料1参照)

大規模事業については、複数の事業で構成されており、また、事業規模が大きいため、一つの事業単位としては評価することなく、別の評価制度により評価を行う。

3) 具体的な手法

評価の主体

当初は、事業・事務の運用を担当する職員による内部評価とする。職員以外の第三者による外部評価の手法等については、引き続き検討を行なう。

評価の時期

事業を評価する時期については、新規事業については、「事前評価」を行い、継続・拡充・休廃止事業については、「事中・事後評価」の二つの時期に大別する。事中・事後評価を一括するのは、事中評価によって事業を休廃止する場合、結果的には事後評価となることによる。

評価項目

- ・ 各基本施策に成果指標を設定し、経年的に評価を行う。
- ・ 事業に関しては、業績指標及び改善項目による経年分析を行うとともに

に、以下の評価項目について定量的に評価（５段階評価）を経年的に行い、その評価根拠についても定性的に行うとともに、地域経営システムの考え方の定着度についても評価を行う。

一般評価項目	
1	基本施策への寄与度
2	目的の妥当性
3	ニーズ
4	行政関与の必要性
5	手法の妥当性
6	公平性
7	効率性

地域経営システム関係評価項目	
a	地域との関わり、市民参加の状況
b	意識の向上と醸成
c	市民生活への寄与度
d	情報提供の状況、応答責任の状況

評価指標の設定

- 基本施策評価は、一つの基本施策あたり２～３個の指標を設定し、一つの指標に対し一つの評価指標を設定する。評価指標は可能な限り成果指標とし、数値化に努めるとともに、選択理由、算出式等を明確にする。
- 事業評価は、各事業の目標を明確にするため、業績指標を設定するとともに、改善目標についても目標数値を設定し、それぞれの数値について経年分析を行う。

4) 評価要領

基本施策評価

- 第４次総合計画の各基本施策に対して２～３の指標を設定し、これをもとに基本施策の進捗や達成状況を評価することによって、各基本施策の達成度を比較分析する。
- 評価指標は成果指標を前提とする。
- 評価指標は毎年度分析し、その結果を市民に公表する。

事業評価

- ・ 各事業を先述の評価項目により評価を行い、これを得点化し、さらにこれをまとめた総合得点を算出する。(事前評価)
- ・ 基本施策ごとに事業をグループ化し整理する。(事前評価)
- ・ 各事業実施の判断は同一の基本施策内の他事業と横並びで得点を比べることで行う。(事前評価)
- ・ 事業を対象に、業績指標及び評価項目に応じて毎年度、変化動向のチェック、モニタリングを行い、必要に応じて事業手法の改善・見直し、事業の廃止等を検討する。(事中・事後評価)
- ・ 毎年度の事業評価の結果(内部評価)については、市民に公表する。

事務評価

- ・ 事務に関しては、各業務作業を職員自らが行う必要性について、「外部委託推進の基準」に基づき評価を行う。

5) 評価の総括の内容、手順

評価総括(事前評価)の実施

- ・ 基本施策ごとに政策体系で下位に位置する既存事業、事前評価対象事業を抽出し、事業評価における評価項目の得点を整理し、各事業の総合得点を算出する。
- ・ 総合得点の順に事業を並べ、事前評価対象事業の基本施策内での位置づけを把握し、これをもとに新規事業実施の判断を行う。

評価総括(事中評価)の実施

- ・ 基本施策ごとに政策体系で下位に位置する既存事業を抽出し、事業評価における評価項目の得点を整理し、総合得点を算出する。
- ・ 総合得点の順に事業を並べ、これをもとに事業の優先順位づけ及び、見直し、廃止等の検討を行う。
- ・ 基本施策の総合的な評価として、担当部長による記述を行う。内容は達成されたテーマ、今後の課題、今後の方向性・根拠を想定する。

6) 評価時の留意事項

評価対象は、原則的に総合計画のすべて基本施策、事業、事務とする。ただし、大規模建設事業については別途評価する。

評価結果や評価の過程が、市民に分かりやすいものとする。
各事業の基本施策に対する寄与度を明らかにしていく。
予算査定に活用する。

7) 評価手続きの明確化

各事業の目的の明確化及び、事業の体系化については総合計画実施計画及び行政改革実施計画の策定作業を通じて実施する。当初は全事業を評価対象とするのではなく、段階的に評価対象事業を拡大することによって、徐々に評価制度の職員や市民への浸透を図って行く。

なお、評価システムの導入を円滑に進めるため、各所属単位に行政評価システム導入・推進委員を設置する。

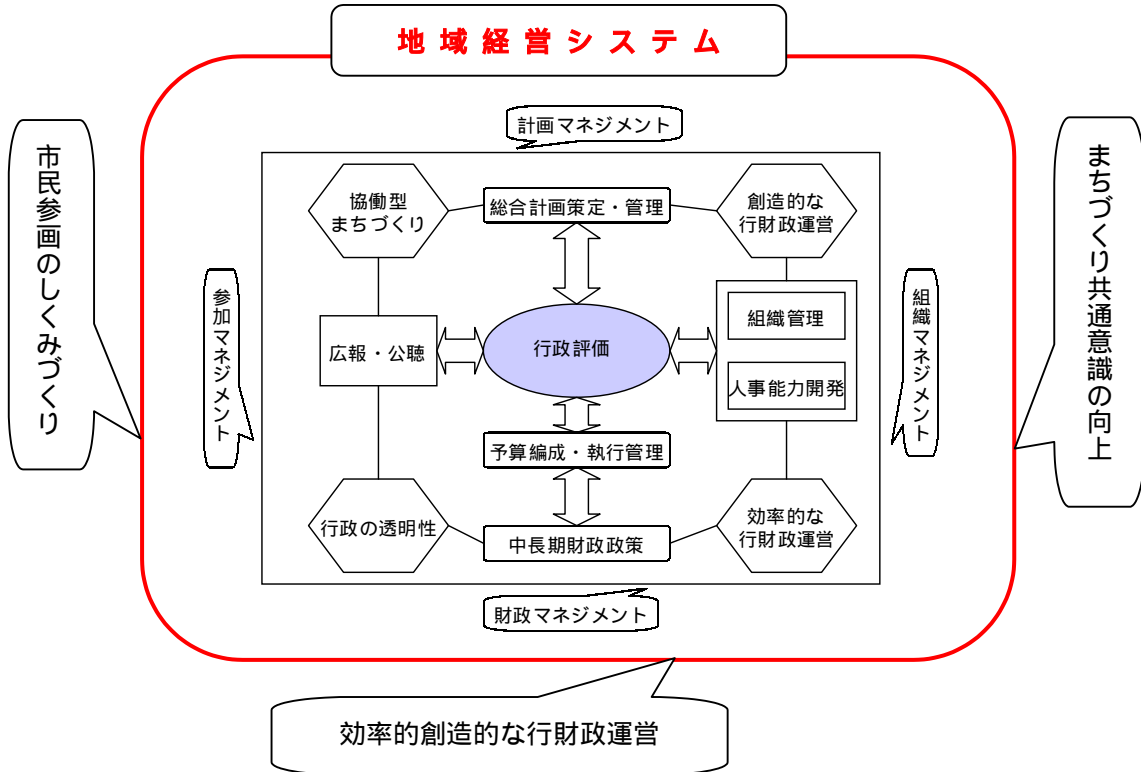
8) 行政評価システムの活用

自治体を運営していくための基本的な仕組みとして、計画マネジメント、組織マネジメント、財政マネジメント、参加マネジメントがある。

また、総合計画においては、本市政運営の基本的マネジメントシステムとして、地域経営システム(1)(市民参画のしくみづくり、まちづくり共通意識の向上、効率的創造的な行財政運営)がある。

「八尾市行政評価システム」は、これらマネジメントを効果的に進めていくための共通システムとして活用することで、創造的・効率的な行財政運営、行政の透明化、そして住民と行政の協働型のまちづくりを結実させていく。

八尾市における行政評価システムの位置づけ



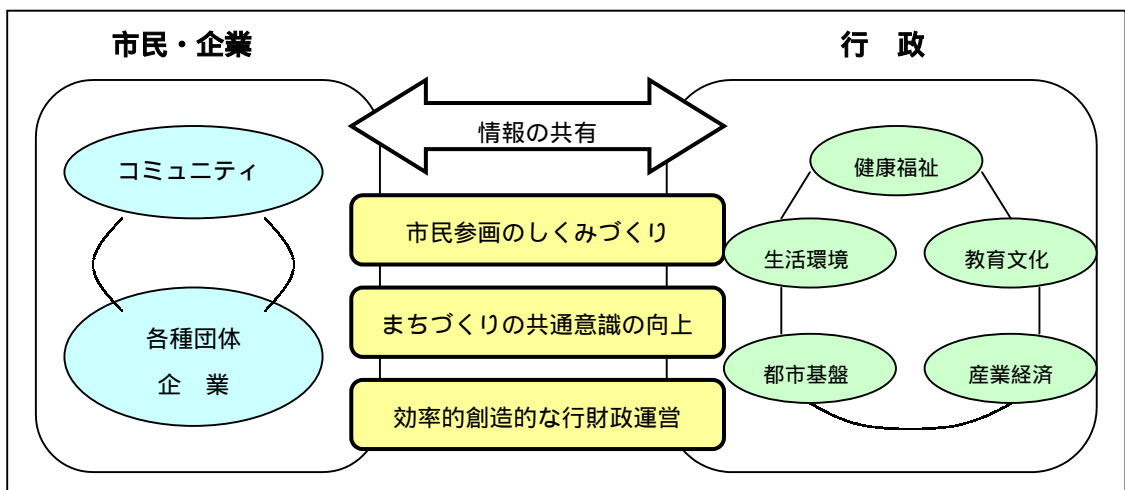
(1) 地域経営システム

八尾市総合計画書 22 頁より抜粋

地域経営システムとは

地域経営システムとは地域経営を行うしくみをいいます。市民、企業、行政がパートナーシップのまちづくりを行うため互いに連携して市民参画のしくみを整え、人権、男女共同参画、国際平和と国際交流、地球環境、文化的まちづくりについては行政と市民がまちづくりの共通意識を高め、行政は公正・透明で効率的な創造的な行財政運営に努める必要があります。

地域経営システムの概念



9) 結果の公表と市民ニーズの把握

基本施策指標のモニタリング結果、事業の見直しやスクラップを行い、市民に対して公表する。公表の手法については、市政だより、インターネット、市民意識調査等を活用する。そして、公表結果に対する市民の意見等を行政にフィードバックさせる仕組みについても今後検討する。

10) 評価調査表

基本施策調書、事務・事業一覧表、事業計画調書、事業評価調書、外部委託の可能性の点検、事務評価調書の6種類とする。(資料2参照)

八尾市行政評価システムの体系

